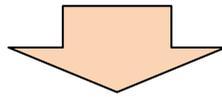


DV被害により国民年金保険料の納付が困難な方へのお知らせです

配偶者の暴力（DV）により配偶者（DV加害者）と住居が異なる方であって、国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、納付が免除になります。



DV被害者が保険料の免除を受けるには??

- ◆本人（DV被害者）の申請が必要です。
- ◆配偶者の所得にかかわらず、本人の前年所得が一定以下であれば、保険料の全額または一部が免除になります。

注：世帯主は、所得審査の対象となる場合があります。

申請手続き

まずは、お近くの年金事務所へご相談ください。

- ◆申請の受付期間は、毎年7月から翌年7月までです。
- ◆免除となる期間は、毎年7月から翌年6月までです。
- ◆申請および住居に関する申出は毎年必要です。
- ◆初回申請の際、婦人相談所および配偶者暴力相談支援センター等の公的機関が発行する証明書（配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書）の添付が必要です。

免除に該当する所得のめやす

- ◆本人の前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内の場合は、保険料の全額または一部が免除になります（所得審査の対象が本人のみの場合）。

免除の種類	免除に該当する所得の計算式	一部納付額 (平成24年度)	
全額免除	$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$	—	
4分の3免除	78万円	} + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 3,750円	
半額免除	118万円		7,490円
4分の1免除	158万円		11,240円

(注) 全額免除以外の場合は、残りの保険料（一部納付額）を納める必要があります。

(注) 保険料が全額免除や一部免除になった期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。